

総連盟の概要

- 設立: 昭和43年8月16日(大阪府知事が設立許可)
- 所在地: 大阪市中央区本町橋2番5号  
※大阪府中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)内
- 会長: 石川 忠(中央会顧問: 元会長)
- 組織: 理事6人(H21年に30人から6人に縮小)  
※理事6人の中に、中央会会長、副会長、専務理事が含まれる。  
※事務局長1人、事務局職員1人の中央会職員が兼務
- 会員: 78団体(H23.3末)…商工会議所、商工会、中央会等(設立時約400団体)
- 実施している事業
  - ・中小企業団体役員のための講習会、研修会等を開催すること。
  - ・中小企業団体及びその構成員である事業者の役員のための共済制度を実施すること。

〔共済年金制度〕「大阪府中小企業団体職員共済制度」

- ・開始: 昭和45年10月1日
- ・内容: 退職年金(10年間)、退職一時金
- ・対象者: 府内の中小企業団体に常勤する役員、職員、従業者
- ・加入者: 92名(平成23年3月31日現在)…S55年の593名がピーク
- ・年金受給者: 19名(平成23年3月31日現在、年金の受給が残っている人)
- ・運用: リソな銀行
- ・特色: ・加入者と所属団体が、掛金を1/2ずつ負担  
(※税制面での優遇無し)
  - ・1千名以下で保険業法の対象外  
(※法人としての指導監督者は府)
  - ・平成12年4月1日から、給付率を年6.5%から3.0%に引き下げ

〔府と共済年金制度との関係〕

- ・立場: 総連盟(及び中央会)の監督者。出資者。
- ・出資: 昭和45年4月に本件共済制度の基金として3,500万円出資。
- ・運用等: 出資金は「基本財産」としている。果実を制度運営費に充当。  
(※なお、初年度のみ、府から運営補助として500万円を支出)
- ・返還規定: 出資契約により、総連盟が共済制度を中止し、または廃止しようとするとき、府は契約を解除することができ、この場合、総連盟は出資金を返還しなくてはならない。

「出資契約書」(抜粋)

府下中小企業団体の運営ならびに事業活動の促進を図るため、(略)大阪府中小企業団体職員共済制度の基金の出捐について、次のとおり出資契約書を締結する。

- 第8条 甲(大阪府)は、乙(総連盟)が共済制度を実施しないとき、(略)共済制度を中止し、または廃止しようとするときは、本契約を解除することができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲に対し第1条相当額(=3500万円)の出資金を返還しなければならない。

「総連盟定款」(抜粋)

- 第35条 (資産の管理及び出資金)  
資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が理事会に諮り決める。
2. 第4条第6号に規定する共済制度を中止または廃止するときは、第34条第3号に規定する出資金相当額を出資者に返還しなければならない。

総連盟の資産状況

【共済年金関係財産】(H23.3末現在)  
 [1]共済年金積立金 25,947千円  
 [2]共済年金事業出資金  
 ・府出資金 35,000千円  
 ・団体出資金 6,670千円(中央会含む89団体)  
 計 41,670千円  
 [1]+[2] 合計 67,617千円 … (A)  
 (H22年9月末で掛金の徴収及び給付額を凍結)

・年金受給者給付金(本来給付される年金額) 32,774千円  
 ・現加入者給付金:「特別一時金相当額」 141,862千円  
 合計174,636千円

【総連盟の動き】

- 平成23年2月21日「理事会」及び「運営委員会」開催
  - ・「事業廃止」への方針を検討
  - ・退職一時金の新規請求は受付けない
- 平成23年3月11日「理事会」開催
  - ・共済年金制度の廃止の決定
  - ・法人の解散の決定
  - ・臨時総会の開催の決定
- 平成23年3月28日「総会」
  - ・共済年金制度の廃止について  
⇒府の出資金放棄を前提に承認
  - ・法人の解散について⇒承認
- 平成23年4月14日
  - ・府に対して出資金返還請求権放棄を要請

「事業廃止」

[1]残余財産分配の「順序」及び「金額」(共済年金規約第32条)  
 ・(第1順位)年金受給者給付金:「特別一時金相当額」→30,380千円  
 ・(第2順位)加入者負担掛金 →47,191千円  
 計 約77,571千円 …(B)

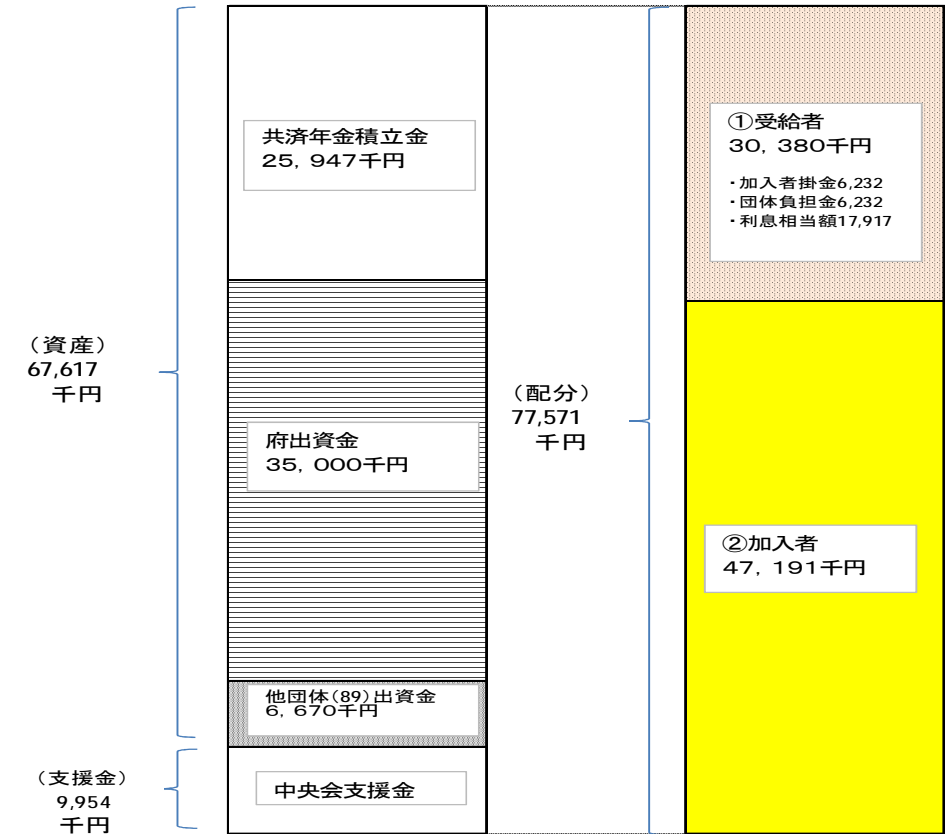
[2]事業に係る残余財産(上記A)と、規約に基づく分配額(B)との比較  
 (A)残余財産 67,617千円 - (B)分配額 77,571千円 = △約9,954千円  
 ⇒当該不足分については、中央会からの支援により補填

運用上の問題点について

- 本事業の運営が危機的状況に陥った要因は、資産運用利回りに応じた適切な給付率が設定されていなかった点にある。  
(cf. H12. 4から、6.5%⇒3.0%に引き下げ)

総連盟の府に対する要請内容

- 年金受給者及び加入者の最低限の保護の観点から、府出資金返還請求権を放棄していただきたい。



【対応案】

総連盟の共済年金制度の事業に伴う大阪府の出資金の取扱いについては、以下の理由により、出資金返還請求権を放棄することはやむを得ないと考えられる。

(理由)

- ①本共済年金制度が「中小企業団体の役員等の退職に伴う身分の安定と生活の保障」を図るという目的であり、中小企業の組織化を通じて中小企業の振興を図るという政策の一環として行われている。
- ②本共済年金制度は、創設にあたり、府が主要出資者となり、初年度には補助金を出すとともに、府商工部長名で加入勧奨を行っている。このような経過から府を信用して協同組合等の中小企業団体の役員が加入している。
- ③年金受給者(一部を除く)及び加入者は、運営に全く関与していない善意の第三者である。とりわけ年金受給者は、当該年金を生活の糧としている人が多い。

以上を踏まえ、府に対する信頼を損なわないよう、年金受給者及び加入者の保護に最大限配慮する必要がある。

⇒本件(債権放棄)については、9月議会(前半)に議案として上程する。